

府営港湾使用料金

港湾施設	区 分	金 額		
		外航船舶	外航船舶以外の船舶	
浮 棧 橋	係留12時間まで	円 銭 4.20	円 銭 4.44	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	2.80	2.96	
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに	2.80	2.95	
岸 壁	係留12時間まで	8.93	9.44	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	5.95	6.29	
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに	1.50	1.58	
物 揚 場	1. 一級地 係留12時間まで	6.30	6.63	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	4.20	4.42	
	2. 二級地		円 銭	
	(1) 一般使用		2.77	
(2) 専用使用		83.30		
荷 役 機 械	1台1時間につき ただし、1時間を超えるときは、その超過時間30分までごとに1台につき		78,640.00 39,320.00	
荷 さ ば き 地	1. 一般使用		特級地 11.53 一級地 6.80 二級地 4.60 三級地 3.55 四級地 2.50	
	2. 専用使用		特級地 346.00 一級地 204.30 二級地 138.30 三級地 106.80 四級地 77.50	
	3. 港湾管理者の設置する上屋の屋上に工作物を設置する専用使用		69.10	
	1. 基本料 (1) コンテナ船(セミコンテナ船を含む。以下同じ。) 係留24時間までごとに		5,242.00 33,553.00 50,330.00 67,106.00	
	(2) コンテナ船以外の船舶(係留日、その前日又は離係日の翌日に使用する場合)		11.53	
	2. 滞貨料 船舶の係留日の前日又は離係日の翌日を超えて貨物が滞留する場合 1平方メートルにつき		15.72 24.10	
	16日以後1日につき			
荷 さ ば き 地 附 属 事 務 所	1. 一般使用 2. 専用使用		34.80 1,048.00	
冷 凍 コ ン テ ナ 用 コ ン セ ン ト	1. 20フィートコンテナのため使用するとき		3,040.00	
	2. 40フィートコンテナのため使用するとき		4,927.00	
木 材 整 理 場	1. 使用期間が搬入の日から起算して20日以内の場合		12.50	
	2. 使用期間が搬入の日から起算して20日を超え30日以内の場合		20.80	
	3. 使用期間が搬入の日から起算して30日を超え40日以内の場合		30.30	
	4. 使用期間が搬入の日から起算して40日を超え60日以内の場合		50.20	
	5. 使用期間が搬入の日から起算して60日を超える場合		50.20円に60日を超える日数が20日までごとに50.20円を加算した額	
貯 木 場	1平方メートル1月につき		12.50	
野 積 場 及 び 附 属 用 地	1. 一般使用		特級地 3.66 一級地 2.50 二級地 1.98 三級地 1.77	
	2. 専用使用		特級地 111.00 一級地 77.50 二級地 59.70 三級地 53.30	
	1. 多目的広場		3,100.00	
	2. テニスコート		1,100.00	
	上 屋	1. 一般使用 (1) 搬入の日から起算して5日目までの間 イ. くんじょう設備付きのもの ロ. スプリンクラー付きのもの ハ. その他のもの		10.90 9.20 6.80
		(2) 搬入の日から起算して6日目以後15日目までの間 イ. くんじょう設備付きのもの ロ. スプリンクラー付きのもの ハ. その他のもの		21.90 18.70 13.80

裏面へ続く▷

